

## ドイツにおける公共放送論の新展開

西土 彰一郎  
(成城大学法学部)

### I. はじめに

NHK 受信料制度等検討委員会「常時同時配信の負担のあり方について」答申（案）概要  
(平成 29 年 6 月 27 日)

### II. ドイツ連邦憲法裁判所放送判決

#### 1. 「基本的供給」概念導入以前

##### ...(1) 第1次放送判決、第2次放送判決

- 放送についての立法権限は州にある
- 「制度的自由」としての放送の自由
- 放送の「特殊事情」
- 放送は「国家にも一つの社会的集団にも引き渡されてはならない」
- 「内部的多元主義」

##### (2) 第3次放送判決

- 自由な個人的・公的意見形成に奉仕する自由
- 放送秩序の内容形成
  - ・自由で包括的な真実に適った情報が放送において表現されること
  - ・考慮に値する勢力が番組全体の供給のなかで発言できること
- 内容形成としての二元的放送秩序
  - ・外部的多元主義の可能性

#### 2 「基本的供給」概念の導入

##### ...(1) 第4次放送判決

- 「基本的供給」の意義
  - ・二元的放送秩序における公共放送の役割はすべての住民に対する「基本的供給」の保障にあり、立法者はそのための技術的、組織的、人的および財政的条件を規律しなければならない
  - ・「基本的供給」保障の意味は「連邦共和国における民主的秩序と文化的生活のために放送が果たす本質的機能」の実現
- 二元的放送秩序の再構築（？）
  - ・民間放送に対する「基本的基準」
  - ・基本的供給の保障が「公共放送によって実効的に確保されている限り、民間放送における番組提供の幅と均衡のとれた多様性について、これを公共放送ほど高く要求し

なくともかまわない」

- 民間放送尊重定式
- 民間放送の私的自律の尊重定式
- 基本的供給と民間放送
  - ・二元的放送秩序の要請か「首尾一貫性の原則」か？

#### ...(2) 第5次放送判決——基本的供給の内容の明確化——

- 基本的供給は以下の三つの要素を備えている必要がある
  - ・基本的供給に属する番組とは、すべての人が受信でき（技術的要素）
  - ・その実体が対象や表現方法の点で原則として古典的な番組委託を踏まえており（実体的要素）
  - ・組織的、手続的規律により、その均衡のとれた多様性を確保している（組織的、手続的要素）もの
- 立法者は、技術的、実体的および組織的・手続的規律により、放送の意見形成機能と文化的責任にとって本質的な番組が優先的に提供されるよう保障しなければならない
- 基本的供給＝地域・ローカル放送を除く地上波による総合編成番組
  - ・このような番組を公共放送は民間放送に優先して放送することができる
- 「ジャーナリズム上の競争」

#### ...(3) 第6次放送判決

- 「時間、対象の点で動的に開かれて、基本法5条1項により保障されたコミュニケーションプロセスの枠内で放送が果たすべき機能にのみ結びついている基本的供給」（強調ママ）

### 3. 「基本的供給」概念確立後の判例

#### ...(1) ヘッセン・ドライ決定

- 「基本法上の他の自由権とは異なり、放送の自由はその担い手の人格の発展や利益追求のために認められた基本権ではない。放送の自由は、むしろ奉仕する自由である。それは、個人的、公的意見形成に寄与する」。

#### ...(2) 第1次放送受信料判決

- 放送受信料確定手続
- 手続的措置による「国家による自由」と「国家からの自由」の調整
- KEFを独立した専門家委員会へ転換すべき

#### ...(3) 短時間ニュース報道権判決

- 「ジャーナリズム上の競争」の意義の再評価
- メディア環境の変化における「基本的供給」の意義

#### ...(4) 第2次放送受信料判決

- 「基本的供給」から「機能的任務」へ
- 「変化にもかかわらず継続を」
- 連邦憲法裁判所の「放送の自由」論の到達点  
→後述

#### ...(5) ZDF 州際協定違憲判決

- 第二次放送受信料判決を踏襲した「放送の自由」論
- 内部的多元主義の再活性化を試みた判決
  - ・内部監督機関の委員の一部に国家の代表が含まれることも許される
  - ・「公共放送の監督機関における国家の委員と国家に近い委員の影響を徹底的に制限しなければならない。その割合は、それぞれの機関の法律上の委員の 3 分の 1 を超えてはならない」
  - ・「3 分の 1」の積極的根拠を示すことは困難（鈴木秀美「公共放送の内部監督機関の委員構成と放送の自由」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 65 号（2015 年）117 頁）

#### 4. 連邦憲法裁判所の「放送の自由」論の到達点

##### ...(1) 放送の自由

- 自由な個人的・公的意見形成に奉仕する自由
  - 既存の意見の多様性が放送においてできるだけ幅広く、完全に表現されることを確保する積極的放送秩序の形成の義務が立法者にある。
- 周波数の稀少性が解消されたとしても必要理由)
  - ① 放送の卓越した意義
    - ・普及作用、即時性、暗示力
    - ・「新たな技術が番組と伝送形式・路の拡大と多様化をもたらし、新種の番組関連的サービスを可能とさせたことにより以上の『作用可能性』は補完的な重みを獲得する」
    - 暗示力に関して、「とりわけ」、テキストと音声というコミュニケーション形式の結合により達成される、高い信憑性の外観であるとする事により、画像を必要条件に挙げていない。よって、すべてのオンライン領域が放送立法者の形成任務の視野に入っている。
  - ② 放送番組の経済的特性：市場の不全
    - ・「注目の経済の法則」：新たな独占へ
    - ・広告財源による「現実を歪める表現」、画一化
    - ・外資による放送事業の関与
    - ・放送番組のプラットフォーム事業者としてのテレコミュニケーション事業者
      - メディア市場における水平的、垂直的結合プロセスの進展
    - ・番組ナビゲータや電子プログラム案内（EPG）による新たなボトルネック
- 「放送」のみならず、メディア全体の機能性が問題になっている。
- いったん誤った方向に展開したら後で修正困難。よって事前規制が必要。
- しかし、連邦憲法裁判所が一貫して強調していることは「立法者は規律の種類の密度に関しても幅広い形成裁量を有している」ということであり、「それはここでは伝統的な放送と他のサービスの短絡的な同一視を禁止している」ことを明確に示している。
  - 多様性の寄与としての「構造的多様性」

##### ...(2) 構造的多様性としての二元的放送秩序

- 事業者の多様な構造により可能となる異なる番組の方向性：番組供給の幅と多様性の確保に寄与する。  
→公共放送が存在する限り、立法者は民間放送事業者に対して基本的に市場プロセスを信頼することができる。
- 公共放送の存続・発展の保障
  - ・公共放送がその「機能的任務」を充足できるようにするため、立法者はそのために必要な技術的、組織的、人的、財源的条件を整備しなければならない。
  - ・番組供給は新たなコンテンツ、フォーマット、ジャンルならびに伝送形式に開かれていなければならない、つまり委託は放送の機能に動的に結び付けられているので、公共放送は、番組、財政そして技術上の現在の発展段階に制約されてはならない。
  - ・財源も発展に開かれてなければならない：機能に適した財源の保障
- 公共放送の「放送の自由」：番組の自由
  - ・公共放送は、その機能的任務の充足のために必要と見なされる番組コンテンツ・形式について自ら決定できる。
  - 必要な時間、番組数・範囲についての決定も含む
  - ・ただし、番組の自由は、法律による番組の限界づけが最初から許されないことも、公共放送のあらゆる番組決定が財源的に裏付けなければならないことも意味していない。
  - 公共放送の番組範囲とそれと結び付いた資金需要は、その機能にとって必要な枠組みを越えてはならないから
- 公共放送の機能性に奉仕する財源：受信料（+広告）

### III. EU 法

#### 1. 国家援助の禁止

##### ...(1) 構成要件の問題

- 「基本条約に別段の定めがある場合を除き、形式のいかんを問わず国により与えられる援助又は国家資金により与えられる援助で、ある企業又はある商品の生産に便益を与えることによって競争をゆがめ又はゆがめるおそれがあるものは、構成国間の貿易に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない」（欧州連合の運営に関する条約 107 条 1 項）
- 「便益」要件に該当しないための基準（アルトマルク・トランス判決）
  - ① 構成国は当該企業に課される一般の経済的利益のための義務を明確に定義しなければならない。
  - ② その義務を賄うための資金か否かについての判断基準を客観的かつ透明に設定しなければならない。
  - ③ 優遇措置はその役割を果たすために必要な範囲を超えてはならない。ただし、適切な収益を考慮することは許される。
  - ④ 比較可能な企業の費用分析を手がかりに、発注の入札や費用の見積もりが要求される。

##### ...(2) 正当化の問題

- 「一般の経済的利益のための事業運営に当たる企業又は財政的独占の性格を有する企業は、基本条約に定める規定、特に競争に関する規定に、これらの規定の適用が企業に与えられている特定の任務の法律上又は事実上の遂行を妨げない限り従わなければならない。貿易の発展が連合の利益に反する程度にまで影響されることを許してはならない」(欧州連合の運営に関する条約 106 条 2 項)
- 放送議定書
- 「公共放送への国家援助規定の適用に関する通達」(2001 年 11 月)
  - ① 放送における公法上の任務を明確かつ正確に定義しており、財源による業務がこの任務に含まれるのか否か判断できる状況にあること
  - ② この公法上の任務を果たす事業者が文書で明記されており、当該任務を達成しているのか否かについて、その事業者から独立した行政庁ないしは機関がこれを監督できる状態にあること
  - ③ 財源は、事業者がこの任務を果たすために必要な限度とされていること
- 2007 年 4 月 24 日欧州委員会決定
  - ・明白性の審査
  - ① ・公共放送の番組活動を一般的に定義することも、質的基準に依拠している限り、許される(「社会の民主的、社会的、文化的ニーズ」)
    - ・テレメディアの「番組関連」性だけでは十分に詳細かつ明確に定義していない(「番組関連」が解明されうる補完的な基準が必要)
  - ② テレメディアに関する委託が十分に詳細かつ明確でない以上、実効的な監督が不可能
  - ③ 「国家援助」を放送委託の履行の実質的費用に限定しているのか一義的に解明できない
- 「公共放送への国家援助規定の適用に関する通達」(2009 年 10 月)は 2007 年 4 月 24 日欧州委員会決定による判断基準を基本的に確認(ただし、公共放送が新しい伝送技術に手を付けることができるようにしておくべきことをも強調)

## 2. 視聴覚メディア・サービス指令(2016 年 5 月改正案)

- リニアサービス/ノンリニアサービス/ビデオ共有プラットフォーム(編成規制)
- 井上淳「EU におけるビデオ共有プラットフォームに対する規制案について～視聴覚メディア・サービス指令の改正による違法・有害コンテンツ対策の提案」情報通信学会誌 34 巻 4 号(2017 年) 167 頁以下。

## IV. EU 法への対応

- テレメディア委託の明確化⇔①
  - ・「ジャーナリズム・編集上の」テレメディアのみ(放送州際協定 11d 条 1 項)
  - ・ネガティブ・リスト
  - ・テレメディア構想として精緻化(11f 条 1 項)
- 三段階テスト⇔①、②、③(支出はどのくらいか：市場適合性)
- 州監督機関による法監督(専ら適法性を基準⇔合目的性も基準とする専門監督)
  - ・「国家からの自由」の観点から、法監督は手続に関する法的規準の遵守を中心にして、

実体的審査は「明白性の審査」に限定される。

・テレメディアが放送州際協定 11d 条 2 項 1 文 3 号で禁止されている個別番組に関連していないプレス類似のサービスかどうか、同 11f 条 4 項、5 項に基づく三段階テストの実体的要件が満たされているかどうかの審査は内容に関わる評価となるため、州監督機関の権限外。後者の審査は、専ら放送委員会の役割 (Gersdorf/Paal, Informations-und Medienrecht, S.360)

## V. 第 19 次改正放送州際協定 (2016 年 10 月 1 日施行)

### 1. 放送とテレメディア (2 条 1 項)

(1) 放送: リニア情報・コミュニケーションサービス

- 公衆の同時受信に向けられたサービスの供給・伝達
- 放送計画に即した動画または音声
- 電磁気の振動を利用

※ 憲法上の「放送」概念は、「公然性」、「通信技術による送信」、「表現手法」がメルクマールであるため、テレメディアも「放送」になりうる。

(2) テレメディア: テレコミュニケーションサービス (テレコミュニケーション法 3 条 24 号) を除く、すべての電気情報・コミュニケーションサービス

(3) リニアサービスは放送、ノンリニアサービスはテレメディア

### 2. 公共放送の任務

(1) 一般的任務 (11 条)

(2) 業務の範囲 (11a 条): テレビ番組 (リニア)、ラジオ番組 (リニア)、テレメディア (ノンリニア)、個別番組に関連した印刷物

(3) テレビ番組 (11b 条)

(4) ラジオ番組 (11c 条)

(5) テレメディア (11d 条、11f 条～11g 条)

○ 公共放送の番組 (Programm) の中の個別番組 (Sendung)、および個別番組関連テレメディアは個別番組の放送時から 7 日間、オン・デマンドにより配信されてよい。

○ 配信期間の延長、個別番組に関連しないテレメディア供給、無期限のアーカイブスは、「三段階テスト」を受けなければならない (11d 条 2 項 3 号、4 号)。

・ただし、「ジャーナリズム・編集上の」テレメディアのみ (11d 条 1 項)

・公共放送が提供してはならないテレメディアのリスト (11d 条 5 項 4 文関係別紙「ネガティブ・リスト」)

例) 購入した劇映画、委託制作ではないテレビシリーズ、個別番組に関連していないプレス類似のサービス

○ 三段階テスト (11f 条)

・前提: サービス対象者、内容、方向性、期間を規定するテレメディア構想の策定 (11f 条 1 項)、公共放送は規約等において、サービス変更の基準を明確化 (11f 条 3 項)

・① 社会の民主的、社会的、文化的ニーズに応えるものか

② 「ジャーナリズム上の競争」に資するか

③ 支出はどの程度か

を放送委員会に説明のうえ、同委員会がテレメディアの新規導入・変更計画の可否を決定する（11f条4項）

- 青少年向けのネットオリジナルコンテンツの配信（11g条）
  - ・ 青少年の生活実態と利害に応じて公共放送がネット配信期間を定める（11g条4項）
  - ・ 購入した劇映画、委託制作ではないテレビシリーズも適正な期間、ネット上で配信できる（11g条4項4文）
  - ・ 利用者自ら提供したコンテンツの配信（11g条1項4文）
  - ・ ジャーナリズム・編集上の理由によりターゲットグループに到達するために必要なとき、青少年向けオリジナル・オンラインポータルサイト以外でもコンテンツを配信できる。ただし、広告、協賛、ローカル報道の禁止という条件（11g条5項2文）
  - ・ 利用者とのインターアクティブ・コミュニケーション（11g条2項2文）
  - ・ 青少年向けコンテンツとジャーナリズム・編集上の関連性を有しないゲーム提供および写真ダウンロード（11g条5項1文関係別紙「ネガティブ・リスト」14号、15号）

## VI. 基本的供給から機能的任務へ

### 1. 学説の対立

.....(1) 基本的供給は必要最小限度の供給か

.....(2) ブリンガー説

- 基本的供給概念の実体的要素を強調
  - ・ 統合機能：社会的な結びつきを促進する機能
  - ・ フォーラム機能：社会に存在する多様な意見を表出する機能
  - ・ 模範機能：番組の質を提示する機能
  - ・ 補完機能：商業的な視野からは抜け落ちる重要な意味を持つ番組を提供する機能
- 総合編成番組の重視へ

┌——主観的権利としての「放送の自由」：一般放送事業者  
└——公共放送の「機能的任務」＝「番組委託」→「番組の自由」

.....(3) ホフマン＝リーム（判例の立場）

- 基本的供給概念の組織的・手続的要素を強調
  - ・ 統合機能の再構成
  - ・ 総合編成番組は時代遅れ

「機能的放送の自由」論：放送秩序全体の「機能性」保障＝「番組の自由」

↓

その具体化：公共放送の「機能」的任務

### 2. 判例の評価：機能的放送の自由論

- ヴェスティングは、ヘッセン・ドライ決定や放送受信料判決での判示をうけて、次のよ

うに述べている。

- 「保障されるのは、番組制作プロセスの自律である。その際、『番組制作』という概念は、広く理解されなければならない。この概念が想定しているのは、個別の番組やフォーマットの制作だけではない。それは、全体プロセス、組織化された工程をも念頭に置いているのであり、そのなかで、あるいはそれを通して長期的計画のもと構造化された一連の個別の番組、フォーマット、配列という意味での放送番組が創出される。それゆえに、保護されているのは制度的な知であり、連邦憲法裁判所の言葉を借りれば、個々の番組制作の嚮導となる専門職能の準則である。憲法上の保障は、とりわけ番組制作やジャーナリズムという専門職能性を対象にしている。(中略) それこそが、『機能的』基本権の意味するところである」。したがって、「基本法 5 条 1 項 2 文の保障の対象は、個人ではない。放送制作プロセスにとって必要不可欠な一定の『関係』、『役割分担』構造の維持が、その保障の中心である。それは、非機能的侵害からの自由と換言できる」。
- 機能的放送の自由論
  - ・ 基本権により保護される「行為領域」の進化の保護
  - ・ コミュニケーションプロセスの自己組織化固有の論理としての多様性の保障
  - ・ マスメディアによる自己危険化の予防

## VII. 機能的任務をめぐる議論の展開

### 1. 連邦財務相諮問委員会鑑定意見 (2014 年 10 月)

#### ...(1) 連邦憲法裁判所放送判決に対する批判

- 基本法 5 条 1 項 2 文
  - ・ 合理的な費用での情報へのアクセスの保障
  - ・ 十分な質を有する情報提供の保障
  - ・ 意見の多様性の保障
    - 情報媒体の独占の防止
    - 政治からの自由
- 第 1 次放送判決では公法上の放送営造物（公共放送）という組織形式は立法者による一つの選択肢であることが指摘されていたにもかかわらず、第 4 次放送判決以降、二元的放送秩序が前提にされ、第 6 次放送判決では公共放送の存続・発展の保障まで言及されるに至った。
  - ・ 既存の体制の正当化
    - 現在の民間放送の番組に照らして公共放送の役割を論ずるのは正当ではない。受信料を財源とする公共放送が独占していた市場に、民間放送が参入してきたので。
  - ・ 自己言及的な根拠づけ

#### ...(2) 市場

- 技術の進展に伴う新聞市場と放送市場の類似化
- 市場経済の競争に晒される企業
  - ・ コストの最小化への刺激
  - ・ 制作物のイノベーションへの刺激
  - ・ 顧客指向への刺激

### ...(3) 補完原理

- 判例の見解を逆転させ、公共放送は民間放送の足りないところを補う機能に限定すべき
- 政治的社会的重要性を有する特定の情報が民間放送により明らかに軽視されているかどうか、立法者による審査を必要とするものの、そのためには、かかる不足を確認する制度が求められる。場合によってはかかる不足を埋める [公共放送以外の] 別の制度の構築も求められる

### ...(4) 補完原理による公共放送の業務範囲および問題点

- 広告を財源とする民間放送
  - ・視聴率が高い、広告業界がターゲットにする視聴者集団に受け入れられる番組
  - ・にもかかわらず民間放送と同様の番組を放映する公共放送
- Lead-in-Effekt (報道、高品質の番組へ誘導)
  - ・価値財としての性格 (番組制作者により、未熟な市民に向けて政治的情報の「正しい」消費が選択され、彼らに娯楽番組とのパッケージにより提供される)
  - ・良質な情報に基づく政治的意思決定のために、情報へのアクセスを保障し、アクセスのコストを低く抑える。
- Lead-in-Effekt をめぐる現状の批判
  - ・民間放送の番組フォーマットの完全なコピー
  - ・娯楽番組の数は適正か
  - ・ノンリニアサービスにより、Lead-in-Effekt は消失するのではないか

### ...(5) フィルター機能

- 有料対価型方式による古典的プリントメディアのオンラインサービス
  - ・利用者の支払の用意により資金調達される：消費者の評価に関する情報をもたらし、最適なサービス提供に向けた刺激・制御を与える。
  - ・公共放送がインターネット上で無料の報道サービスを提供することは、高品質のサービスを提供している以上の有料対価型方式を阻害する。
- ノンリニアサービスの増加・複雑化の中、公共放送はその編集によるフィルター機能を果たす。ただし、財源を有料対価型方式へと転換することが前提条件

### ...(6) 公共放送のガバナンス

- マクロの次元
  - ・内部的多元主義：実効的なコストの統制が困難
  - ・KEF (構成員である州会計検査院の専門家による専門的能力の活用)、州会計検査院による統制、包括分析法 (Data Envelopment Analysis:DEA) の活用
- ミクロの次元
  - ・公共放送の階層組織に組み込まれた編集プロセスが、放送内容の決定にとり不可欠か、それとも芸術協議会 (Arts Councils) によるコンテンツ助成公募でよいのか。
  - ・後者は、技術の変化に迅速に対応できる利点を有しているものの、芸術協議会の構成員のあり方、放送局の編集よりもロビー団体による圧力を受けやすいという難点がある。
  - ・しかし、限定的に助成公募モデルを導入すべき

### ...(7) 財源

- 税金か、有料対価型方式か

- ・税金：担税力に応じた負担
- ・有料対価型方式：フィルター機能、最適なサービス提供に向けた刺激・制御

## 2. ZDF 鑑定意見：『クラウド時代における公共放送の正当化と任務』(2016年)

### ...(1) 放送の自由

- 民主的公共圏における意見の多様性、文化的情報、社会的紐帯という公共財の調達と涵養

### ...(2) 総論

- 市場一般：公正な競争を保障する国家の一般的規律
- 各市場：外部不経済の回避、外部経済の創出、公共財の調達、情報の非対称性、規模の経済といった市場の特性（市場の失敗）に合わせた国家の個別規律
- 公共財
  - ・非競争性と非排除性
  - ・ただし理論上はともかく実際には価値財（「財の用途、その供給水準が需要だけでなく、政治に基づく基準によっても定められるとき、この財を「価値財」としても記述する」と区別できない。
  - ある財を公共財として指定できるとしても、その供給水準、達成するための手法、投入資源等について価値判断が必要
- 一般的規律、個別的規律は、政治的意思決定の産物

### ...(3) 公共放送の経済的正当化

- 「意見の」市場：「公共圏」における「理念と意見の価値闘争」
  - ・主に報道コンテンツを念頭に置いている？
- 公共財、情報の非対称性
- 公共放送はまさしく、民主的公共圏における意見の多様性、文化的情報、社会的紐帯という公共財の調達と涵養をできる限り高品質の、包括的で独立した客観的なコンテンツの伝達により可能とする解決構想
- 公衆のアクセスの点で非排除性⇔有料対価型方式  
受け手個人の便益に尽くされない点で非競争性

### ...(4) インターネットと公共放送

- 民間事業者が憲法上の委託を満たすことができるのか不透明
  - ・広告財源：多様性の喪失
  - ・ペイ・パー・ビュー/有料対価型方式：エコ・チェンバー現象⇔統合機能/ Lead-in-Effekt
- More of the same、低品質コンテンツ
- コンテンツの多様性と提供者の多元性
  - ・ネットワーク効果、規模の経済、ロックイン効果による、ソーシャルネットワークを含むコンテンツ提供者、伝送者、媒介者の寡占化

### ...(5) クラウド時代における公共放送の業務範囲

- ① 自己のプラットフォームにおけるリニアサービス（個別番組、個別番組関連テレメディア）
  - ・利用者の期待に合わせて視聴覚サービスの配信期間を柔軟化すべき（例：放送州際協

定 11g 条)。配信期間の設定は欧州法でも要求されていない。

- ・購入した劇映画、委託制作ではないテレビシリーズを「ネガティブ・リスト」から除外する。ただし、自己制作を促すために、配信期間を設定する。

② 自己のプラットフォームにおけるオンライン・オリジナルコンテンツの配信

- ・三段階テスト
- ・統合機能の観点から総合編成番組は正当化されるものの、その重要性は低下しつつある。
  - 新規テレメディアサービスは、特定のジャンル・種目に特化すべき。
  - 公共放送の個別番組フォーマット、チャンネル、ポータルサイト全体で全ジャンル・種目を提供する点に、クラウドテレビ時代における公共放送の立ち位置がある。
  - ただし、セレンディピティ（思いがけない発見）のためのプラットフォーム/参加機能（後述）

③ 第三者のプラットフォームにおけるオンライン・オリジナルコンテンツの配信

- ・現時点では、実際には **You Tube** や **Facebook** 等での個別番組の宣伝に限定されている。
- ・公共放送のプラットフォームに目を向けさせる意味でもオリジナルコンテンツの配信は重要（cf. 青少年向けのオンライン・オリジナルコンテンツを第三者のプラットフォームで配信することを認める放送州際協定 11g 条 5 項 2 文）。
- ・どのコンテンツを第三者のプラットフォームで配信するかについての決定は、公共放送に委ねるべき。公共放送の優遇措置。

④ 自己のプラットフォームと第三者のサービスとのネットワーク化（プラットフォーム機能）

- ・青少年向けのオンライン・オリジナルコンテンツを、**ARD** と **ZDF** の他のサービスと、内容と技術の観点から結び付けるものとする（11g 条 3 項）
- ・コンテンツのネットワーク化に対する特別の授権は、以上を除いて、放送州際協定において明確になされていない。しかも、公共放送の業務範囲は、「ジャーナリズム・編集上の」テレメディアに限定されている。ただし、この枠組みでも、公共放送のコンテンツを博物館等の学術・文化施設の提供しているコンテンツと連絡することは可能
- ・公共コミュニケーション空間創出の機能

⑤参加

- ・利用者のコメントの表示、利用者制作コンテンツの配信

VIII. 結びに代えて——「常時同時配信」の議論に対する示唆

- 放送の自由→公共放送の役割論→業務範囲・財源・ガバナンス
- 二つのモデルの選択